

第3章 路線再編の方針

3-1 広域バス路線再編により目指す姿

網計画における目標1「県民が安心して移動・外出できるネットワークの構築」を広域バス路線再編により目指す姿とする。

3-2 広域バス路線再編の基本方針

広域バス路線の再編により目指す姿の実現に向け、次の3つを基本方針として取り組む。

(1) 県内の広域的移動を支える基軸バス路線の維持

「2-4 広域バス路線の評価」における5つの指標のうち、広域性（広域の移動が主体の路線であるか）、あるいは、幹線性（多くの乗客が利用する路線であるか）の2つの指標について、相対的に評価が高い路線を特に基軸バス路線とし、該当する路線を維持する。

(2) 階層型交通ネットワークの構築に向けた拠点間の移動の維持

網計画において、階層型交通ネットワークの構築を目指すために設定した、ゲートウェイ（玄関口）、一次拠点、二次拠点、三次（地域中継）拠点間の移動を確保するために必要な広域バス路線を維持する。

(3) 通院・通学・買い物など県民の暮らしを支える移動の維持

圏域における暮らしを支える移動手段として、代替がない広域バス路線（「2-4 広域バス路線の評価」における5つの指標のうち、機能性に◎が付いた路線）を生活必需路線として維持する。

3-3 検討対象路線の決定

「3-2 広域バス路線再編の基本方針」に基づき、優先的に再編を行うべき検討対象路線を決定するため、(1) 及び (2) の方法により段階的にスクリーニングを行った。

(1) 「2-4 広域バス路線の評価」において評価対象とした路線（2018年（平成30年）8月末時点で廃止が確定している路線は除く）について、上記「3-2 広域バス路線再編の基本方針」ごとに具体的な指標を設定し、各指標のいずれかに該当するかどうか。

基本方針 (1) 県内の広域的移動を支える基軸バス路線の維持

指標：広域的な移動に利用、又は幹線的に利用されているかどうか。(路線評価において Gr1 又は Gr2 と判定された路線) ※P7 参照

基本方針 (2) 階層型交通ネットワークの構築に向けた拠点間の移動の維持

指標：本県における階層型交通ネットワークにおける交通拠点(ゲートウェイ、一次拠点、二次拠点、三次(地域中継)拠点)をつなぐかどうか。

基本方針 (3) 通院・通学・買い物など県民の暮らしを支える移動の維持

指標：ある市町村から、生活圏域内に所在する施設等(高校、病院、圏域の中心市街地)に移動するにあたり、その路線しかないかどうか。(路線評価において機能性に◎が付いた路線)

(2) (1) に該当する路線について、①～④の順でさらに選別を行った。

① 2019 年度(平成 31 年度)地域間幹線系統確保維持費補助路線(国庫補助路線)か。

(県が、国及び市町村とともに、地域の移動手段確保を目的として、運行欠損補助を行っており、優先的に見直しをすべき路線)

② 国庫補助路線の場合、直近の実績輸送量が 20.0 未満か。

(①のうち、国庫補助対象外となる恐れのある路線※)

※1日あたりの計画輸送量(計画平均乗車密度×計画運行回数)が 15.0 未満になると国庫補助金の要件から外れることとなる。

③ 国庫補助路線ではない場合、収支率 50%未満か。

(国及び県からの補助を受けておらず、関係市町村の補助や交通事業者の内部補助等により維持されているものの、早急に収支改善が必要な路線)

④ 次の路線については除外する。

ア 現に市町村が主体となって再編の検討が進められている路線

イ 観光及び観光客の輸送を主たる目的とする路線(定期観光路線及び定期ではないが観光地を起終点とするもので、生活路線として利用されていることが把握できない路線)

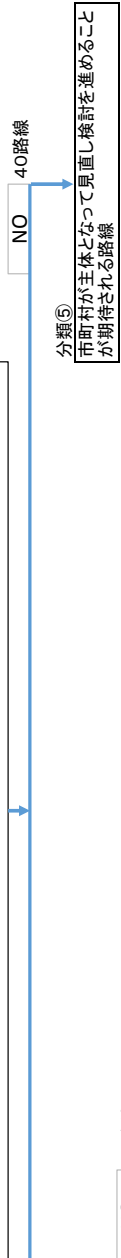
ウ 急行便の路線(地点間相互の直通輸送を行う運行系統(シャトル便)や系統上の一部バス停のみ利用する路線を指し、「すべての沿線住民が通常利用できる」運行形態と認められない路線)

(1) 及び (2) の方法により段階的にスクリーニングした結果を分類すると次のとおりとなる。

検討対象路線の抽出フロー

広域バス路線 (103路線)

指標1: 広域的な移動に利用、又は幹線的に利用されているかどうか。(Gr1又はGr2)
 指標2: 本県における階層型交通ネットワークにおける交通拠点(ゲートウェイ、一次拠点、二次拠点、三次拠点)をつなぐかどうか。
 指標3: ある市町村から、生活圏内に所在する施設等(高校、病院、圏域の中心市街地)に移動するにあたり、その路線しかないか。



分類一覧表

<p>分類① 早急に見直しを要する13路線のうち、9路線 弘南バス、枯木平線、十三線(十三下前)、十三線(イオン前)、深浦線、弘前黒石線、岩手県北、福田線、土和田市線、八戸線(高館) 十鉄、土和田線(法重)、八戸線(白石中央・八戸駅)、土和田三沢線 下交: 泊線 JR: 東北線</p>
<p>分類② 早急に見直しを要するものではない22路線のうち、13路線 弘南バス、弘前浪岡線、碓ヶ間線、居森平線、相馬線、弥生線、小泊線、五所山原藤ヶ沢線、青森五所山原線、青森黒石線 岩手県北、三八線(相内)、三八線(広場)、苔米地通線、階上循環線、階上中学校線、階上庁舎線、市ノ沢線、八戸線(八戸駅)、田子線 十鉄、野辺地線 下交: むつ・花井線、むつ線、野辺地線</p>
<p>分類③ 早急に見直しを要する16路線のうち、16路線 弘南バス: 弘前五所山原線 岩手県北: 大野線、荒谷線 十鉄: 立崎線(元町東)、上北線(七戸十和田駅→湖畔浅橋前)、北浜線(市役所前、四川目)、通日本線、乙畑申地線、三沢白石線、野辺地線(七戸案内所・東裡林)、野辺地線(宇久保)、楳森六ヶ所線、舟ヶ沢線(甲地)、上北線(三沢案内所→七戸案内所) 下交: むつ・青森線、野辺地・青森線</p>
<p>分類④ 早急に見直しを要するものではない12路線のうち、6路線 弘南バス: 太山原線、黒崎山都線、弘前空港線 岩手県北: 八戸線(備田直通)、八戸線(田面木)、金ヶ沢線 十和田観光電鉄: 青森線、野辺地線(七戸案内所・乙供)、野辺地線(元町東)、三沢空港八戸市内連絡バス JR: 青森・十和田湖線、青森空港線</p>

3-4 路線再編の取組計画

「3-3 検討対象路線の決定」において、早急に見直しを要する路線とされた分類①及び③に属する路線（25 路線）を路線再編の検討対象路線とする。その中でも、緊急性が高い分類①を 2018 年度（平成 30 年度）検討対象路線とし、分類③を 2019 年度（平成 31 年度）及び 2020 年度（平成 32 年度）の検討対象路線とする。

■分類①<2018 年度（平成 30 年度）検討対象路線（9 路線）>

運行事業者名	路線名
弘南バス株式会社（4 路線）	十三線（十三下前）、十三線（イオン柏） 深浦線、弘前黒石線
岩手県北自動車株式会社（1 路線）	十和田市線
十和田観光電鉄株式会社（2 路線）	十和田線（法量）、十和田三沢線
下北交通株式会社（1 路線）	泊線
JR バス東北株式会社（1 路線）	下北線

なお、分類①と運行経路が重複するなど一体的に検討すべき次の 2 路線については、2018 年度（平成 30 年度）検討対象路線の関連路線として併せて検討する。

運行事業者名	関連路線名
弘南バス株式会社	出来島線（十三線の関連路線） 大川原線（弘前黒石線の関連路線）

■分類③<2019 年度（平成 31 年度）及び 2020 年度（平成 32 年度）の検討対象路線（16 路線）>

運行事業者名	路線名
弘南バス株式会社（1 路線）	弘前五所川原線
岩手県北自動車株式会社（2 路線）	大野線、荒谷線
十和田観光電鉄株式会社（11 路線）	立崎線（元町東） 上北線（三沢案内所－七戸案内所） 上北線（七戸十和田駅－湖畔栈橋前） 北浜線（市役所・四川目） 通目木線 乙供甲地線 三沢百石線 野辺地線（七戸案内所・東榎林） 野辺地線（芋久保） 榎林六ヶ所線 舟ヶ沢線（甲地）
下北交通株式会社（2 路線）	むつ・青森線、野辺地・青森線